



ハイドロサイトって何？
薬剤じゃないけど、
処方箋に記載されてる…

詳細はこちら👉
弊社ホームページ
薬剤師さん用！



処方箋を受理される調剤薬局のみなさまへ — 創傷被覆材 (ハイドロサイト[®]) に関して —

院外処方箋による保険薬局からの供給分にも保険算定ができます！

- ✓ 条件1：皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）
DESIGN-R[®]分類 D3、D4及びD5）を有する患者
- ✓ 条件2：医師が在宅療養指導管理料を算定している患者

ただし！
院外処方箋による供給
条件が2つ！！

☞ 処方できるものは決まっています！
皮下組織に至る創傷用のもののみです。

※ 真皮に至る創傷用の被覆材は処方の対象外
（例外としてC114在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料は除く）

☞ 処方できる枚数や期間は？

原則3週間まで算定できます。1回に処方できる枚数の制限はありません。
※ それ以上の期間で算定が必要な場合は詳細な理由の記載が必要

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について 通知令和4年3月4日 日保医発0304 第9号より



処方について高度管理医療機器等販売業許可は必要ありません！

H29年5月10日の通知で（薬生機審発0510第1号）医師の処方せんに基づき支給する場合に限り、条件を満たす薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可取得は必要ありません。

満たすべき条件は3つ

- ① 患者に支給する際、薬剤師が患者の当該医療機器の使用状況や使用履歴を確認した上で、使用方法及び管理方法の指導を添付文書等に基づいて適切に行うこと。併せて必要事項の記録をすること。
- ② 添付文書等に基づき、適切に保管や取扱いをすること。
- ③ 在宅業務従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づく研修を実施するとともに、定期的に在宅業務等に関する学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む）を受ける事、等。

※ 薬生機審発0510第1号（平成29年5月10日）「インスリン注射器等を交付する薬局に係る取扱いについて」の一部改正について（特定保険医療材料を交付する薬局の取扱いについて）より抜粋
詳細は通知をご確認ください。また運用に関しては各都道府県にお問合せ下さい。

